

第二十二回 参議院農林水産委員会會議録第二十三号

昭和三十年六月三十日(木曜日)午前十一時四十一分開会

委員の異動
六月二十九日委員田中啓一君辭任につき、その補欠として白井勇君を議長において指名した。

出席者は左の通り。
委員長 江田 三郎君
理事 秋山俊一郎君
白波瀨米吉君
三浦 辰雄君
戸叶 武君
千田 正君

委員

青山 正一君
大矢半次郎君
重政 庸徳君
白井 勇君
関根 久藏君
飯島連次郎君
溝口 三郎君
森 八三一君
龜田 得治君
清澤 俊英君
小林 孝平君
三橋八次郎君
東 隆君
棚橋 小虎君
菊田 七平君
鈴木 強平君
平野 三郎君

衆議院議員

政府委員
警察庁刑事部長 中川 善治君
林野庁長官 柴田 榮君

常任委員
安楽城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 會田 吉雄君

農林大臣官 檜垣 好文君
房總務課長 藤村 重任君
林野庁指導部長 宮本 惇君
通商産業省重工業局航空機課長 宮本 惇君

本日の會議に付した案件
○養ほう振興法案(衆議院送付、予備審査)
○農林水産政策に関する調査の件(東北地方の水害に関する件)(狩猟法に関する件)
○議員派遣要求の件

○委員長(江田三郎君) たいまいから農林水産委員会を開きます。
最初に養ほう振興法案を議題にいたします。本法案は衆議院議員平野三郎君ほか四名の提案にかかり、去る六月二十八日予備審査のため本院に送付され、本日当委員会に予備付託になったものであります。まず提案理由の説明を求めます。衆議院議員平野三郎君。

○衆議院議員(平野三郎君) たいまい議題と相なりました養ほう振興法案につきまして提案理由を御説明申し上げます。
ミツバチが生産いたしましたるハチミ

つ及びみつろうの生産額は年間數億円に上りまして、その用途は、ハチミつにありまして、食用、薬用、化粧品、工業用に、またみつろうは電氣絶縁用、薬用等すこぶる広範囲多岐にわたっておりまして、このことのほか、ミツバチが農業上に果しております役割として、集みつ活動に伴います農作物の結実効果がございます。レンゲ、菜種、クローバー、野菜、ミカン、リンゴ等各種作物、果樹は大なり小なりミツバチの花粉受精の媒介作用によつて結実しておるわけであり

形態としては、転飼養ほうと定飼養ほうとがありますが、わが国におきましてはみつ源が地域的に季節的に片寄っておりまして、九州から北海道に至る間をみつ源を求めて移動いたします。転飼養ほうが全体の六割以上を占める状況を示しておるのであります。しかして、これらの転飼養ほうの實際は、その性質上これを的確に把握することが困難であり、従いまして、みつ源の配分につきましても適切妥当な方途が容易に立てにくいありさまであります。

農林大臣は養ほう振興上必要があると認めるときには、都道府県知事に対し、みつ源の状態、ほう群数等に関し報告を求め、かつほう群配置の適正を期しますために転飼養ほうの規制に関する報告を行うことができることとし、もつて全国的視野に立つて適正な養ほうの行われ得る素地をすることに努めるようにいたし、また、農薬の使用用者に対しては必要ある場合、その使用制限または使用の規制を行ひ得ることとし、ミツバチの保護に当らせることとしたのであります。一方、ハチみつについては内容の表示を行ひしめ、その信用の保持、消費の促進をもちか

かようにミツバチは農業生産上無視することを許されない大切な存在であります。近年各種農薬が進歩いたしました。その使用が普及いたしました結果、これら農薬によるミツバチの被害が激増いたしましたのみならず、最近におきましては、ミツバチの腐蛆(ふそ)病が蔓延いたしました。養ほう業に深刻な脅威を与えておるのであります。腐蛆病に対しましては、とりあえず去る四月から六月末までを期限とし、また、家畜伝染病予防法の一部を准用する政令を公布いたしました。被害ほう群を焼却する等の措置を講じ、対処して参りましたことは、各位の御承知のごとくであります。

以上申し上げましたような実情に對し、さしあたり、養ほう業者の届出、転飼養ほうの規制、農薬使用規制、みつ源植物の保護増殖、農林大臣の報告聴取及び勧告等、あるいは家畜伝染病予防法の適用によります腐蛆病の防遏等の措置を講ずることによりまして、従来ほとんど行政の手の及ばなかつた養ほう業に對して現在可能な限りの育成をはかりました。つてミツバチ資源を保護培養いたしたいと存じ、ここに本案を提出いたしました次第であります。以下、本案の内容をごくつかいつまんで御説明いたします。

○委員長(江田三郎君) 本法案審議は後日に譲ります。
○委員長(江田三郎君) 次に東北地方水害の件を議題にいたします。
先般東北地方に大規模な水害が起りました被害者に対しましてはまことに

業の現状を見まするに、昭和二十八年末の農林省統計によれば、飼育戸數二万三千六百二十戸、飼育群數十四万四千四百八群と相なっており、養ほうの

ことといたしてあります。しかして、

お氣の毒に存じます。本日は政府当局

から被害の状況を聞き、その措置について御協議を願いたいと存じます。

○説明員(楢垣好文君) それではただいまお話のあります東北地方水害状況の概略について御説明申し上げます。

六月二十四日の夕刻から梅雨前線によりまする大雨によりまして秋田、青森、山形、岩手、新潟その他の地方に相当な水害が起つておるのであります。詳細な調査は現在各府県あるいは農林省管轄下の関係機関等におきまして調査をいたしておるのであります。

て、農地並びに農業用施設につきましても、被害につきましてはあとで災害復旧課長の方から御説明申し上げますが、農作物等につきましては統計調査事務所をして鋭意調査をいたしておるのであります。目下のところまだ集計取りまとめ中でございますので、しばらくの時間の御猶予を願いたいのであります。それから農林省におきましては本水害の緊要性にかんがみまして六月二十八日に農地局、農業改良局、農林経済局の担当官を岩手、青森、秋田、山形等の県に派遣いたしました。

取りあえずの調査をいたしますように措置をいたした次第であります。なお別途六月二十七日に林野庁治山課長がやはり現地の方に向いて調査をいたしておる次第でございます。これらの調査と並行いたしまして、現地におきましては、関係農地事務局、統計調査事務所あるいは食糧事務所等それぞれ緊密に連携いたしまして、被害の実態調査並びにこれが対策につきましても研究をいたさせるように措置をいたしておる次第でございます。以上概略でございますが、本水害につきましても状況を申し上げます。

○委員長(江田三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。東北地方における農林関係水害状況調査のため、委員派遣を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。つきましては本院規則第八十條の二により、委員派遣承認要求書を議長に提出しなければならぬことになっておりますので、その内容手續等につきましては、これを委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。よつてさよう決定いたします。

○委員長(安楽城敏男君) それでは朗讀いたします。

狩猟法の一部を改正する法律案
狩猟法(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
第三條本文を次のように改める。
狩猟鳥獸ハ都道府県知事ノ狩猟免許ヲ受クルニ非ザレバ農林大臣ノ定ムル銃器、網、罟其ノ他ノ獵具ヲ使用シテ之ヲ捕獲スルコトヲ得ズ。
第四條中「又ハ狩猟登録」又ハ第二項「又ハ登録」を削る。
第五條第二項中(空氣銃ヲ除ク)を削り、同條第四項中「及狩猟登録」を削り、同條第三項を削る。
第六條中「及狩猟登録」を削る。
第七條第三項中「又ハ狩猟登録」及「又ハ登録」を削り、同條第二項を削る。
第八條中「又ハ狩猟登録」を削る。
第十九條中「若ハ狩猟登録」及び「狩猟登録票」を削る。
第二十條の三中「若ハ狩猟登録」を削る。
第二十一條第一項第三号中「狩猟登録」を削る。
第二十二條第一号中「第五條第六項」を「第五條第五項」に改め、同條第三号及び第四号中「狩猟登録票」を削る。
第二十四條中「狩猟登録」を削る。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。
ただいままでの懇談で御審議を願ひました狩猟法の一部を改正する法律案の草案が確定いたしましたので、一応読み上げてみます。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。
○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。
○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。
○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。
○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。
○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。
○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。
○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。
○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。
○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。
○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

法律施行後でも、なお従前の例による。

理由
鳥獸の濫獲を防止するため、空氣銃による鳥獸の捕獲について狩猟登録の制度を廃し、これを狩猟免許の対象にし得ることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○委員長(江田三郎君) 以上のように確定いたしましたので、右草案を狩猟法の一部を改正する法律案として、本委員会から提出することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、法律案の字句等の整理、提案理由の説明等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。ちよつと速記をとめて下さい。

午前十一時九分速記中止
午前十一時二十二分速記開始
○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

先ほど御決定願ひました狩猟法の一部を改正する法律案に関連いたしました順序が逆になりましたが、この際政府当局、通産省、警察庁、林野庁等見えておりますからして、もし関連いたしまして御意見等がございますればこの際御発言願ひたいと思ひます。

○三浦辰雄君 前回は私は警察庁、林野庁の関係の方々からはいろいろと御回答をいただいているのであります。が、大体今委員長のまとめられた狩猟法改正法案でやむを得ないだろうと思ふのですが、これについてやはり私だけでは昭和二十五年でしたか六年だかの改正の狩猟法、つまり改正前の、二十五年までの狩猟法と同じ形になる。そこで私警察庁にお伺ひしたいのですけれども、やはり取締りが行き届きませんという、昨年来やかましく言われている空氣銃禍という問題は依然として残るだろうと思ふのです。

そうなつてくると、世間の非難というもの、国会でもって狩猟法まで改正をしたあるいは銃砲刀剣類所持取締令を改正したけれども、何ら空氣銃禍についてはその改善のあとは見られないじゃないかという非難を私も受けた。またあなたの方としても受けた。あなたの方からの資料によつても、早い話が百万丁と言われ、あるいは最低に見積つても四十万丁と言われるそれそれ関係御当局の推定の丁数に比べて二万七千程度しか登録をしていない。そうして現在七万丁程度のいわゆるストック品が製造所あるいは小売店等にあるというわけでありまして、これを私どもは銃砲刀剣等の取締り法律が改正されて行つた機会、それから今委員長のこの農林水産委員会に取りまとめられた狩猟法の改正の機会にぜひ實際取締りに乗り出していただきたい、こういうふうにお願ひいたします。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

野庁の関係の方々からはいろいろと御回答をいただいているのであります。が、大体今委員長のまとめられた狩猟法改正法案でやむを得ないだろうと思ふのですが、これについてやはり私だけでは昭和二十五年でしたか六年だかの改正の狩猟法、つまり改正前の、二十五年までの狩猟法と同じ形になる。そこで私警察庁にお伺ひしたいのですけれども、やはり取締りが行き届きませんという、昨年来やかましく言われている空氣銃禍という問題は依然として残るだろうと思ふのです。

そうなつてくると、世間の非難というもの、国会でもって狩猟法まで改正をしたあるいは銃砲刀剣類所持取締令を改正したけれども、何ら空氣銃禍についてはその改善のあとは見られないじゃないかという非難を私も受けた。またあなたの方としても受けた。あなたの方からの資料によつても、早い話が百万丁と言われ、あるいは最低に見積つても四十万丁と言われるそれそれ関係御当局の推定の丁数に比べて二万七千程度しか登録をしていない。そうして現在七万丁程度のいわゆるストック品が製造所あるいは小売店等にあるというわけでありまして、これを私どもは銃砲刀剣等の取締り法律が改正されて行つた機会、それから今委員長のこの農林水産委員会に取りまとめられた狩猟法の改正の機会にぜひ實際取締りに乗り出していただきたい、こういうふうにお願ひいたします。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

具体的に一つの基準を示すために、百メートル以内においては空銃を使つてはならない。百メートル以内で建物に向つちやいかにぬといつたような、一応距離の基準といふもので、狩猟法の執行に要する省令等においてそれをきめた場合、警察庁としてはそういうふうな御勸行ができるかどうか。また林野庁の方にお聞きするのだけれども、たとえば百メートルから建物に向つては空銃を使つてはならない。狩猟に使う目的、つまり狩猟法で許されているとすればスズメを撃つ場合でも、百メートル以内から建物がある方向に向つて一撃つてはいいスズメではあるけれども、その期間中であるけれども——使つてはならないといつたような意味の省令が出された場合、警察庁としてはその通り当然取り締まなければならないわけだけれども、取締りの実態から見るとそういうふうなやれお考えがあるかどうか、これを一つお聞きしたい。

○政府委員(中川重治君) 狩猟法違反の取締りに関連しての御質疑でございますが、この点につきましては私から御説明申し上げます。

現行の狩猟法の取締りにつきましては非常に苦心してゐるのであります。が、こういった取締りについて困難を感じてゐることは御指摘の通りでございます。それで私もそういう点を考へまして、過般国会で御決議がございました。私どもの方の所管しております砲銃につきましても、許可制度を用いて、これによつてだんだん実態をほつて行かしまして、取締りと並行して事故の発生を防止して行く、こういう

建前をとるようになつたわけでございますが、この犯罪関係は、これは御了承いただけると思うのですが、われわれ警察官でございますので犯罪なきを期し、まず防犯という形におきまして関係庁とも十分連絡いたしまして防犯措置によつて大部分の国民が犯罪に陥ることを防いで行く、こういうことをまず本義といたしまして、それを保障する意味で警察取締りを並行して参りまして、問題の解決に當る、こういう気持でやつてゐるのであります。現行法のもとにおきましても困難でありましたが、今度は法律も改正になりましたので、私どもの所管の法律が改正になりましたので、この点は取締りにつきましては非常に法的に行ひやすいと思つておりますが、それにいたしまして、過般も御指摘がございまして、広い地域におきまして行われる犯罪でございまして、そういった点は相当警察活動をやつて、それと並行して取締りを行う、こういうこととすることが効率的であろうと思つております。私どもといたしましては、現に卒直に申しますと火薬銃砲につきましては規制が非常に厳重でございまして、この嚴重な火薬銃砲に対しましては事故が有り得る。さらには私どもの方の問題になります。が、ピストルという問題につきましては全面禁止になつておるのでございまして、新聞その他で御覽願つたと思ひますが、暴力団の徒党の類がどこからかひそかにピストルを入手いたしまして、暴力活動が行われると、こういう実態でございまして、それは法律違反であることは明白なんでございまして、その明白なことを私ども

警察の努力によつて犯罪をなくして行く、こういうふうな努めなければならぬと、この問題が社会事情の中にそういう問題があるというところは、かりにお説の通り全面禁止いたしまして、起る問題があるというところは同様でありますので、われわれ弱音を吐く意味ではありませんが、そういうことも勘案して、防犯活動と並行して厳正、適正な取締りを行なつて行く、こういうことによつて問題をだんだん適正な方向に持ち込んで行く、こういう努力をすることが正しいのではなからうか、こういう意味合いにおきまして、御指摘のありました点につきましてはわれわれ努力をして、こういった問題によつて国民の生命、財産がそこなわれるということを規制して参りたい、こういうふうな考へておる次第でございまして。

それから狩猟法十六条の市街地云々の質疑がございましたが、この点につきましては、狩猟法に基き、施行政令または命令等につきましては農林省の所管でございまして、農林当局から御発言があると思ひますが、よく農林当局と連絡を密にいたしまして、農林当局の命令等によつてお定めになりました場合には、そのお定めになりました事柄が現実において実行できるように、農林省とも十分に話し合ひまして御協力申したいと、こう思つております。

○説明員(藤村重任君) ただいま三浦委員から御質問のございました人口稠密箇所における距離等に、ある基準を設けて、そうして目的に達するようにするようになつた場合、その実行、成果を上げるのにはどうかという御質問

間でございますが、農林省といたしましては、現在法律に具体的に書いてございせんが、ただ人口稠密でございまして、さらに政令におきまして、危害のないようにまた目的を達成するように、距離の基準を設けて実施して遺憾なきを期したい。なお、その実施等につきましては、警察庁ともいろいろ御相談をいたしまして、御協力をいただいで、目的達成に努力したいと、かように存じております。

○三浦辰雄君 その問題はそういうふうな関係御当局の考え方であれば、一応私どもは世間のいわゆる空銃禍に對して、今回大体おきまになつたような改正案で一応この段階としてはやむを得ぬだらうと思つております。これに關しまして、反対に、通産の方もお見えだといふので、一つ心配をしておる点をお聞きしたいのですが、私どもよく空銃をめぐつて、けさもさうでありましたが、空銃の製造関係の諸君あるいは販賣関係の諸君から、どうも空銃が非常に近ごろ評判が悪くて、まさに市場の中から抹殺をされる、あるいは銃砲並みに、銃砲並みにされるという点でわれわれ困つておるというのを言われるのであります。が、しかし通産の方にお尋ねするわけですけれども、私どもにも、また反対に空銃をせび取り締めという側の希望も非常に強いのであります。それらの資料の中から、こういう資料があるのです。昨年十月よりの猟期を前にして、八月結成されたわれわれの空銃対策協議会、これは各空銃を取り締りたいという側の団体の集まりのようでありまして、この協議会の運動及び世論によつて空銃の販売はほと

んどなくなり、そのため製造の下請工場は、昨年中転業し、次いで中小製造業者も転業し、現在製造しているのは東京の二社で、しかも射的専用空銃といわれる。全国製造業者中比較的大規模工場といわれる六社も、下記のごとく本春来火薬銃製造に転業し、すでにその製品の広告等をしてゐる云々といふのがあつた。またストックは、空銃の關係業者の方々は現に七万丁と云われてゐるのであります。このストックを持つておられる中小企業と申しますか、すでに製造したメーカーあるいはそれを買い取つて売ろうとしてゐる店の人々には、大へん気の毒な点は私どもも察しをするわけでありまして、一体こういうふうな空銃の問題には、空銃製造者というものは、こういう今騰み上げましたような大体方向に今日きておるといふふうな私どもも、ほかからも承知してゐるのですが、通産の方から見た場合、どういふことになつてゐるか。

○説明員(宮本悌君) お答えいたします。ただいま三浦委員から御発言のありました点、大部分転業して現在二社程度しか、しかもそれが射的専門の銃しかやつておられないという御発言でございましてけれども、実はわれわれの側からいろいろ當つて調べますと、御承知のように昨年以來空銃はほとんど売れておりません。従いましてこれは事実ださうでございまして、ただいま空銃のメーカーの方は、一部たとえば焼鳥屋をやつてゐるといふ話も事実として聞いております。しかしこれはまだ実は空銃の問題がどうなるかわからないという意味で、その設備はそのまま全部残してやつております。

で、いわゆる全部空銃の製造をやめたということではないのでございまして、またもし今までの経過、あるいは今後の経過はどうなるかわかりませんが、限定的にでも許されるならば、またその範囲においてやろうという人たちでございまして、従いまして今二社しかやっていないから、あとはもういいのじゃないかということになりますと、これはわれわれの立場から見ますと、まだやる意欲はあるけれども、今たまたま売れないものを作っても仕方がない。昨年の例の人妻殺傷以来、非常に空銃が問題になりました、現実として売れておりませんので、売れもしないものを作るのを差控えていくというのが現状じゃないかと思うわけです。

○三浦辰雄君 一応そういうふうにも考えられるのでありますが、私は一方的にそれだけを信用して、あなたの言うことを信用しないということじゃあつともないのだけれども、れっきとした世間的に有名な、しかも信頼のできるような人が会長をされている、大へんな数をもって集まっている空銃対策協議会の資料によりますと、それぞれ製造メーカーの名前を掲げて、現在の事業種目を、業務種目といいますが、あなたのお言葉等もありませんか、ある程度はそういうことを考えているでしょう、転業の問題を。そこでこの空銃七万丁といわれているものは、これは一体外国の方へ輸出をすれば日本の空銃というものは非常にまあ性能がよくて、たとえばイギリスなどに比べてもその性能は今となつてはほとんど落ちはない、むしろ進んで

いると言われているように聞いておりますが、そういった輸出の問題というのは考えられないのか。それからもう一つは、店じまい的に輸出というものを考える場合と、それから今度は銃砲刀剣等の取締りによって製造が許可制になるわけでありまして、従来のメーカーというものは許可制の場合に、許可を受けるというふうなもう空銃があるのか、まだ時期が差し迫つていまいから、あなたの方としては情報の程度でしようけれども、どういふものですか。念のためにそこだけ聞きたい。

○説明員(宮本博君) 答えたいしかなり輸出されたというふう聞いておりますが、戦後は現実問題として約四、五千丁のものが主としてフィリピン東南アジアに輸出された実績はございます。しかしながら現実にとえば七万丁のストックがあるからそれを全部輸出へ振り向けることは可能なりやいなやということになりますと、これは現在の状況からは非常にむずかしいのじゃなからうかと思つております。最近ほとんど引き合いがないようございまして、従いまして現在のわれわれの段階といたしましては、輸出はそれをもろん不可能とは申し上げられないにいたしまして、それを全部を輸出するということはなかなかむずかしいのじゃないかと思つております。それから許可制度の問題でござい

しておる模様でございまして、やはり進んではつきりと許可を受けて堂々とやりたい。それからもう一つは、たとえば製造販売の方でございまして、従来は、たとえばはなはだしい場合に風呂屋とか化粧品店で空銃が売られておりました。こういうことが結局空銃のいろいろな取扱いを十分わからな

い人たちが売つたとか、そういうことからあれなので、むしろ製造販売の許可を受けてわれわれとしては取締りによつてそこから使ひ方その他を十分指導して事故をなくしたいという気持は十分あるわけでございます。通産省の立場といたしましては、たしかにいろいろ事故が起きましたし、空銃問題自体が非常に問題になりましたときに、まあ極端にいいですと空銃自体が悪いのじゃなくて、結局扱ひ方が不注意だった。また今までは取締りの、特に一般的取締りもなかつたわけなのでございまして、そういう面をやられば、業界も相当自衛をしておりますので、相当程度の事故は防げるのじゃないか。あるいはまたたとえば今までは禁鳥を空銃でとるものが多いといふことになるならば、それを十分認識させるような方法でこれを防ぐことができるのじゃなからうか、と申しますのは、実は本日おきめいただいたのでございまして、われわれもとやかく言う筋じやございせんけれども、一応銃銃並みということになりますと、第一に狩猟の問題が相当高いものが取られるということ、禁猟期間といふことも限られるということになりますと、相当空銃メーカーとしては致命的な、おそらく全面禁止に等しい程度の打撃を受けるということも予想さ

れるわけでございます。これは確かに空銃で事故が起きているのは事実でございますけれども、空銃自体が悪いのかという点、ちよつとわれわれもまだ確信が持たないでございまして、そういう意味におかれまして、たとえばこういうふうな今日御決定になりました以上は、狩猟税をたとえば銃との差等をつけていただくとか、やはり空銃メーカーとしては、今までは銃を作ること自体何ら悪いことではないと思つたので、一生懸命やつてきたものが、かりにここで全面禁止になつた場合に、やはり生業を奪われるというところになりますと、これはわれわれとしても相当問題でございまして、また社会的にも問題でございまして、そういう点を何とぞ御考慮願ひまして、もちろん悪い面はわれわれとしてもどしどし注意はいたしますが、一つ温かい親心をもつて対処あらんことを私から申し上げておきます。

○三浦辰雄君 今の生業の問題なんです。あなたのお気持というか、わかるのですけれども、江田委員長以下委員のみんなもその問題についてはずいぶん何回かの懇談をし、問題になつた点なんです。そうして最後にいろいろこ

の問題であつた。そこでわれわれはかすみ網の問題についてはずいぶん議論をなされて、現に何回も懇談中に聞いたのだが、あのかすみ網にかかつても、益鳥は逃してやる。そうして害鳥だけをばいばい。かすみ網というものを一併許したっていいじゃないかという議論も反的に出たのでありましたが、それらまで出て、懇談に懇談を重ねたその結果、今日のような大体の方向に行つたのでありますから、私どもとしては今空銃を製造されておられる人に対しては、まことにお気の毒に思つたので、あなたの気持に同意を持たないわけではないのですけれども、どうかそこをま正しく御指導をなさつて、一つあやまちのないように、そして日本のいわゆる民度と申しますか、公共の安全というものに対する日本人のレベルが上つてくれば、諸外国に見るような空銃というものはいわゆる新しい活路というものもそれは当然であると思つたので、結論としてさつきのようになつたので、私はこの機会にあなたも非常なつらい立場であろうと思つたので、一つそこは何とかい御指導をお願いするように申し上げて私は質問を終わります。

○戸叶武君 鳥獣愛護の立場から、私は空銃に対するいろいろな問題は起きたと思つたので、その運動そのものとしては、私たちは運動は意義のある運動だと思つたが、問題はこの法制化の過程において、一番打撃を受けたのは、やはり空銃そのものに罪もなかつたけれども、空銃によつていろいろ事故が起つたということによつて、生産者が大きな打撃を受けたと思

うのです、これは政府そのものの責任ではないが、またその運動そのものが責任を分担すべきではないけれども、それによって今まで罪悪視されていなかった生産業者というものが倒産に類した者も相当あったと思うのです、こういうことはいろいろな問題の交り目のときに起る現象ですが、こういうものに対して、政府はどういう処置をとるか、品物が売れないでストックが山積した。それから貸金も支払うことができないというような、一つの社会問題が一面において起きてくる、これは賠償法の問題にもそういう問題がありますが、賠償法の問題よりも私は深刻だと思つて、賠償法の問題はそれが罪悪視されて今までのいふん問題化されておつたのですが、空気銃の問題はがせん問題になつて、そうして世論の圧力の下に非常に業者が打撃を受けた。そういうときにこの融資の面なりあるいはそういうものの面であるところまで政府が面倒を見てやらなくちゃならない。特に法制化する場合においては、私はそういうことも考えなくちゃならないと思うのですが、政府の側ではこういう問題に対してどういふうな配慮をされておるか。

○説明員(宮本悌君) お答えいたしました。実は率直のところこういう案が私本日初めて通過したというふうな何つておられますので、まだ具体的に考へておりませんが、実は先般の銃砲刀剣等の所持取締令の改正のときに、飛び出しナイフとあいくちの場合でもやはり同じ問題が起きましたので、その場合は商工中金とかあるいは中小企業金融公庫等と十分連絡いたしまして、できるだけ面倒を見るということ、これは

は通産省としてきめたわけでございます。今度の場合も、もしそういうことになりますれば、当然これは考えなければならぬ問題だというふうな、帰りましたら早速上司とも相談いたしました上で、そういう措置をできるだけとりたいと考えております。

○戸叶武君 鳥獣愛護の立場をもつて運動をやつておる人々たちでも、そういう点に対してはやはり非常に心を使つて、アメリカその他においては空気銃がボーイ・スカウトその他で射的に使われてゐるから、日本でもそういうふうな方法に変えて、それでやつて行けるんじゃないかというふうな意見を持つておられる方もありますが、日本のやはり経済力、それから日本の習慣からして、一気にそういう方に切りかえられ、そういうことをたとへば助長するとか、ボーイ・スカウト等を中心として、危険のないように、たとへばボーイ・スカウトで空気銃の射的練習をするときにはそれに対して何か便宜をはかるとか何とか、そういうような形においてその空気銃を消化させる方法なり何なりを一応考へておるかどうか、そういう点をお聞きしたい。

○説明員(宮本悌君) もちろん鳥をとつて、猟のために鳥をとることが一応禁止されることになりました。いわゆる健全な意味のスポーツ射撃というものは十分あるのでございませぬ。ただ現実問題といたしまして、スポーツ射撃に使用します銃は、普通の空気銃よりもはるかに高級なものでございまして、現実の生産の面から申し上げまして、きわめて少い割合しか占めておりませぬ。しかしやはりこれは先般も対策協

議会のときに問題になりましたけれども、スポーツとしての射撃を助長するということは、これはまた大いにけつこうであるという御意見もありまして、主として文部省とかそちらの関係とも御連絡をして、今までこちらでたとへば減つたような分をそちらでできただけふやうなことを、関係各省とも十分連絡をとりまして上でやりたいと、こう考へております。

○戸叶武君 銃砲並みに取締りを強化したということによつて人命に対する危害等は幾らか減少して行くと思つて、鳥獣愛護の立場から心配していられる人たちの憂慮する点は、私はなかなか解決されない、やはりそれが益鳥であり、それが害鳥であるか、まあスズメくらいは撃てないと思つてやらせても、やはり空気銃を持って猟に行けば、スズメだけじゃなく、小鳥を私は撃たざるを得なくなる、こういうことはあり得ることだと思つて、問題は鳥獣愛護の立場からするならば、空気銃をスポーツ用として射的その他に使えるような方向へ完全に誘導して行くというだけの見通しがなければ、

〔委員長退席、理事三浦辰雄君着席〕
やはり将来この問題は問題が起るのじゃないか、今の段階ではこういう解決方式をしたけれども、問題はやはりあとにいろいろ残る。その次に問題が起きたときにはさらに深刻化して行く、そういうふうな、いろいろなどころに差しきわがあるような形を作らないためには、やはりその前に、事前に一定方向に対する方向づけを、やはり政府なり何なりが親心でやること

必要だと思つておる。それに対してもつと具体的な政府の考え方を述べていただきたい。

○説明員(宮本悌君) これはわれわれ製造業者を監督いたす側といたしましても農林省あたりと十分お打ち合せした上でやりませんと、目下のところどういふふうな持つて行くかという……もちろんたとへば射撃場の設備を拡充するといふようなことはあると思つて、これはまあ通産省の所管というわけでもないし、関係の警察庁あるいは農林省とも十分お打ち合せをいたしまして、もしこういう法案を通るとすれば十分連絡をいたしまして、その間のいわゆる転換をスムーズに行くようには努力いたしたい、ただいま申し上げられるのはその程度であります。

○清澤俊英君 一体空気銃という、この対象になる空気銃というものは、何か定義づけぬでいいのですか。
○理事(三浦辰雄君) この空気銃の定義というのは結局当然今までの狩猟法だ、狩猟法で言う空気銃というものは、いわゆるコルクを使うというのではないもの、ということになつていふのです。しかし今度の銃砲刀剣等の所持取締令の一部改正の法律の中では、空気銃といふものの定義を加へておるわけですね。ですからまあ私は結局ほかに定義がないからあのような定義になるのだと思つたのだが、これはどうだろ、どこからお答えになりますか、空気銃の定義……

所管をしてゐる空気銃の定義は、一条に定義的の意味の言葉が出ておるわけでございますが、「金属性弾丸を発射する機能を有する」空気銃と、こういうふうにしほつてあるわけでありませぬ。従ひましてここで一応当委員会御質疑があつたのでございませぬが、逆に申しますとコルクなどが出て行く空気銃は私どもの規制の対象になる空気銃ではない、こういうことにならうかと思ひます。狩猟法の空気銃はこれは農林省当局が有権的解釈をされておると思つたのですが、今打ち合せしてもやはりコルクなどは取り除かれておるようでありませぬから、形式的に一纏になる、こういうふうな私どもは理解しておるのであります。

○清澤俊英君 それです、今言われた定義内の空気銃として見ましても、構造によつては、少し空気を漏らせばすつと、射撃率というのですか、下ると思つたのですが、当たったときの被害ですか、効率が下ると思つたのですが、非常に今高度のものがどんできておるから問題が起きていると思つたのですけれども、もしこれを何メートル以内でどういふ効果が出る、試験して特にどういふ効果が出る、その以下のものならばいいというふうなことは、どういふものですか。

○政府委員(中川重治君) 私どもの立場のものが危険防止のみからの見地である、従来はたとへば何分の力を何メートルの距離でこれを撃ち抜く力があるかどうか、こういうことを基準にしてやつた時代もあるのをごさいます、ただだんだん変化が激しいもので、認定上

の困難等もありますので、今日は、ただいま私が申し上げましたごとく、金属性弾丸が発射できる可能性があるかないか、これでやる方がきわめて簡明である。ここで取締りという点になりまますと簡明ということではなればなりませんが、そういう角度で現在はいましたわけでありませう。

○三橋八次郎君 空気銃の取締りにつきましては、人畜に及ぼす被害の防止ということについては、嚴重に取り締まっていたらなければならぬと思ひますが、しかし一方猟銃の取締りという点から申しますと、単に空気銃だけを取締りしても、火薬銃というものがあつたらぬと思ひます。しかし生動物のナチュラル・バランスの上から申しますと、鳥獣を増殖して行かなければならぬということは当然のことでありまして、さらに積極的に鳥類の増殖ということにつきましては、積極的に行かなくてはならないと思ひます。

○説明員(藤村重任君) 林野庁といたしましては、ただいま御指摘のございました通り、この鳥獣保護、繁殖ということを一つの大きな目標にいたしておりますが、これは単に一つの手段を制限、あるいは禁止するようなことで、目的は達することはできません。御承知の通りでございますが、さんだん鳥獣の生息個所の荒廃あるいはその縮小といったような一般的な原象がございまして、その生息個所を相当指

定、安定せしめるといふようなこと、これは具体的に申し上げますと、禁猟区あるいは保護区の強化、並びにその内容の充実ということになるわけでございますが、こういう鳥獣の生息並びに繁殖の場を相当、人為的に強化増強せしめるといふことが一つの大きな手段と存するのであります。なお、従来からのこれは慣習と申しますか、あるいは教育の不徹底と申しますか、一般の人たちが鳥獣に対して、あるいは非常に有利な鳥等に対して十分な認識をまだ持っておられないというところから、益鳥あるいは害鳥等の判定がでない。従つて法律上ございまして、それを實際において活用されてい

ない遺憾の面もございまして、これは一般の普及宣伝等の強化によりまして、あるいは愛鳥運動の強化によりまして、一般の御認識をさらに深くやつて行く、なお、さらに積極的には、有益鳥等の繁殖の手段を人為的に、人工的に、具体的にいたしまして、あつかもを養殖するような、そういう手続によりまして、さらに有益鳥、あるいは狩猟鳥の増殖をして参る。そうして一般の人たちがその鳥獣によりましてレクリエーションあるいは保健その他にもそれらのもたらす効果が十分社会公共上あるいは生計上にも経済的にも効果づけられる、こういうようなことを総合的に仕組みまして、ただいま申し上げましたような目的を十分に達するよう努力をいたしたい、かように存じております。

○三橋八次郎君 現在の保護区は幾つくらいあつて、将来幾つくらい増すつもりでございませうか。

○説明員(藤村重任君) ただいま保護区は七つしかございませぬ。従つてこれはさらに増加したいと思ひますが、関連いたしまして申しますと禁猟区が約三百ほどございませぬ。これもさらに増強いたしまして、ただ増強するだけでもいけませんので、その内容をさらに充実せしめて、生息個所あるいは繁殖の環境を好転せしめる、かようにいたしたいと存じております。

○三橋八次郎君 先ほど御意見があつたようにございませぬが、空気銃を猟銃並みに取り扱うということによりまして、製造業者並びに取扱業者というものの今後の営業状態が非常に悪くなるのが予想されるのでございませぬ。従つて申上げておきます。これは意見として申上げておきます。

○委員長(江田三郎君) ちよつと林野庁長官にお尋ねしますが、今度の三十二年度の一般会計の増額修正によりまして、有益鳥獣増殖補助金というものがあつたわけですが、この内容はこれは衆議院における修正でございませぬか、政府としては別に計画がないと思ふのですが、これは一体どういうことに……ちよつとあなたにお尋ねするのには変かもしれませんが、どういうことにせられることになりませぬか。この有益鳥獣増殖補助金というようなものも、まあ先ほどから委員の各位から御指摘になつておられるように、どうも有益鳥に対する知識が啓蒙されていぬ、何と何とが撃つていいのかわからない、そういうことが一向に徹底してないのではないかというところがありませぬか、そういうこととの関連において、

この費用をお使いになるのございませぬかどうでございませぬか。あるいは、またもしこれが使われぬとすれば、そういう啓蒙宣伝のためには別途何かお考えになつておられますかどうか、その点どうですか。

○政府委員(柴田榮君) 実は追加修正でいただきました有益鳥獣保護に必要経費の一部と申しますか、三百八万円につきまして、有益鳥獣増殖補助金というところで、実は今後活用すること御相談をいたしておる次第でございませぬが、主として狩猟鳥獣の増殖をいふことを目標として、この補助費もつて実施することになつておりました。有益鳥類の増殖に対する補助という考え方でございませぬ。

○白波瀾水吉君 ちよつと関連してお尋ねしますが、それはどこで定めるのですか。

○説明員(藤村重任君) ちよつと林野庁長官にお尋ねしますが、今度の三十二年度の一般会計の増額修正によりまして、有益鳥獣増殖補助金というものがあつたわけですが、この内容はこれは衆議院における修正でございませぬか、政府としては別に計画がないと思ふのですが、これは一体どういうことに……ちよつとあなたにお尋ねするのには変かもしれませんが、どういうことにせられることになりませぬか。この有益鳥獣増殖補助金というようなものも、まあ先ほどから委員の各位から御指摘になつておられるように、どうも有益鳥に対する知識が啓蒙されていぬ、何と何とが撃つていいのかわからない、そういうことが一向に徹底してないのではないかというところがありませぬか、そういうこととの関連において、

○政府委員(柴田榮君) 実は追加修正でいただきました有益鳥獣保護に必要経費の一部と申しますか、三百八万円につきまして、有益鳥獣増殖補助金というところで、実は今後活用すること御相談をいたしておる次第でございませぬが、主として狩猟鳥獣の増殖をいふことを目標として、この補助費もつて実施することになつておりました。有益鳥類の増殖に対する補助という考え方でございませぬ。

○政府委員(柴田榮君) 空気銃というものを特別に規定いたしまして分けるということになれば、特別の取扱いということも考えられると思ひますが、空気銃として扱うという場合に、特に空気銃を抜き出して別の定義をすれば、実は取扱全体についても別個の考え方を持たなければならぬと存じます。御修正を御審議願つておられますので、御修正に伴ひまして、私どもは差をつける趣旨ではないというふうには、実は解釈をいたしておる次第でございませぬ。

○政府委員(柴田榮君) 空気銃というものを特別に規定いたしまして分けるということになれば、特別の取扱いということも考えられると思ひますが、空気銃として扱うという場合に、特に空気銃を抜き出して別の定義をすれば、実は取扱全体についても別個の考え方を持たなければならぬと存じます。御修正を御審議願つておられますので、御修正に伴ひまして、私どもは差をつける趣旨ではないというふうには、実は解釈をいたしておる次第でございませぬ。

○政府委員(柴田榮君) 空気銃というものを特別に規定いたしまして分けるということになれば、特別の取扱いということも考えられると思ひますが、空気銃として扱うという場合に、特に空気銃を抜き出して別の定義をすれば、実は取扱全体についても別個の考え方を持たなければならぬと存じます。御修正を御審議願つておられますので、御修正に伴ひまして、私どもは差をつける趣旨ではないというふうには、実は解釈をいたしておる次第でございませぬ。

○政府委員(柴田榮君) 空気銃というものを特別に規定いたしまして分けるということになれば、特別の取扱いということも考えられると思ひますが、空気銃として扱うという場合に、特に空気銃を抜き出して別の定義をすれば、実は取扱全体についても別個の考え方を持たなければならぬと存じます。御修正を御審議願つておられますので、御修正に伴ひまして、私どもは差をつける趣旨ではないというふうには、実は解釈をいたしておる次第でございませぬ。

○政府委員(柴田榮君) 法律が決定いたしましたすれば、その法律の趣旨に従って私どもは決定をいたすべきであるというふうと考えております。

○白波瀨米吉君 林野庁でおきめになるのですか。

○政府委員(柴田榮君) 地方庁において定められるわけでありませう。

○白波瀨米吉君 地方庁で定められるわけですか……、地方税になるわけですか。

○政府委員(柴田榮君) さようでございます。

○関根久藏君 地方で定めるといふのですが、それは林野庁の方で免許制の方のなには指定するのじゃないんですか。

○政府委員(柴田榮君) 地方自治法に基きまして決定をいたす次第でございます。まあ税の徴収は地方ということになります。決定はもちろん私どもの方で決定をいたさなければならぬと思っております。

○委員長(江田三郎君) それでは本日は本会議もございませうから、これをもって散会いたします。

午後零時十五分散会

六月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、養ほう振興法案(衆)

養ほう振興法案

(目的)

第一条 この法律は、みつばちの群(以下「ほう群」という。)の配置を適正にする等の措置を講じて、はちみつ及びみつろうの増産を図

り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「転飼」とは、はちみつ若しくはみつろうの採取又は越冬のためみつばちを移動して飼育することをいう。

(養ほう業者の届出)

第三条 業としてみつばちの飼育を行う者(以下「養ほう業者」という)は、省令の定めるところにより、毎年、その住所を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 ほう群数

三 飼育の場所及びその期間

四 その他省令で定める事項

前項の届出事項に關し変更があつたときは、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。

(転飼養ほうの規制)

第四条 養ほう業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、省令で定める場合は、この限りでない。

前項の許可には、転飼の場所、ほう群数その他の事項について条件を附することができる。

都道府県は、その区域内における転飼につき、条例で規制をすることができ。

(農業使用の規制)

第五条 農林大臣は、農業の使用がみつばちに著しい被害を与えるおそれがあるとき、当該農業を使用する者に対し、その使用を制限し、又はその使用の時期、方法等について必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

(みつ源植物の保護増殖)

第六条 みつ源植物を植栽、除去又は伐採しようとする者は、その目的に反しない限りにおいて、みつ源植物の増大を旨としてこれを行わなければならない。

(表示)

第七条 はちみつを精製(脱色、脱臭、濃縮又は添加物の添加をいう。以下同じ)して販売することを業とする者は、はちみつを販売するときは、省令の定めるところにより、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。

はちみつを販売する者は、容器に前項の規定による表示のあるはちみつでなければこれを販売してはならない。

(農林大臣の報告聴取及び勧告)

第八条 農林大臣は、養ほうの振興のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、みつ源の状態、ほう群数その他必要な事項に關し、報告を求めることができる。

農林大臣は、ほう群配置の適正を期するため必要があると認めるときは、転飼養ほうの規制に關し、都道府県知事に勧告をすることができ。

とができる。

(助成)

第九条 政府は、養ほう業者に対し、予算の範囲内において、養ほう業の振興のため必要な補助金を交付することができる。

(罰則)

第十条 第四条第一項又は第七条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律の施行前に精製されたはちみつについては、この法律施行後六箇月を限り、第七条の規定は、これを適用しない。

3 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

二十七

ひな白痢 鶏、あ

ひるを 二十七 ひな白 二十八 腐蛆病

痢 鶏、あひる

みつばち

に改め、第二項中「家畜伝染病」の下に「(腐蛆病を除く。)」を加える。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号中「及び家さん」を「家さん及びみつばち」に改める。

第十一条第三号及び第九号中「及び家さん」を「家さん及びみつばち」に改める。

第二十二号第一項第一号、第二号及び第四号中「家畜」を「家畜、家さん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家さん」に改める。

昭和三十年七月六日印刷

昭和三十年七月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局